

## 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための指針

# 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための指針

社会福祉法人柏松会

## 1 感染症・食中毒の予防及びまん延防止に関する基本的考え方

### (1) 趣旨

この指針は、社会福祉法人柏松会が運営する特別養護老人ホーム柏松苑、地域密着型特別養護老人ホーム柏松苑別館穂の香、村田町デイサービスセンター、谷山介護支援センター（以下、「施設」という）における感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための体制等について定め、利用者の安心安全を確保することを目的とする。

### (2) 基本的な考え方

職員は日頃から施設内の整理整頓、清潔保持、環境美化に努めるとともに、必要な場面での手洗い、消毒、殺菌等の衛生行動を徹底し、全員が標準予防策（SP）を遵守して感染症・食中毒の発生を防止する。万一、感染症・食中毒が発生もしくは発生の恐れがある事態となった場合には、速やかに各所に情報を伝達し、まん延防止のための対策を実行して感染拡大を最小限に防ぐ。

## 2 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本方針

### (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の体制

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、担当者を定め、委員会を設置する等法人全体でこのことに取り組む。

### (2) 平常時の対応

#### ① 事業所内の衛生管理

事業所では、感染症・食中毒の予防及びまん延防止のため、事業所内の衛生保持に努める。又、手洗い場、トイレ、汚物処理室等の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気・清掃・消毒を定期的実施し、事業所内の衛生管理、清潔の保持に努める。

#### ② 感染症対策

日頃から職員の手洗い、手指消毒を徹底し、感染症の流行が見られた場合にはマスクを着用する。また、利用者にも注意喚起をして可能な限りの感染症対策への協力を依頼する。また、血液・体液・排泄物・嘔吐物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処する。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、健康状態を常に注意深く観察することに留意する。

#### ③ 面会者・外来者への衛生管理の周知徹底

マスクの着用や手指の消毒等、感染症対策の協力を依頼する。感染状況によっては面会・外来の制限を行う。

### (3) 発生時の対応

施設内で感染症・食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順」及び「新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画（BCP）」等に従い、感染の拡大を防ぐため下記の対応を図る。

#### ① 発生状況の把握

感染症や食中毒が発生した場合やそれが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従って報告する。

）職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに利用者と職員の症状の有無を確認し、感染管理委員長または感染対策担当者に報告すること。

）報告を受けた感染管理委員長または感染対策担当者は、事業所内の職員に迅速に指示、助言を行い、必要に応じて委員会を招集する。

#### ② まん延防止のための措置

施設内で感染症・食中毒が発生した時、またはそれが疑われる状況が生じた時、職員は速やかに以下の事項に従って対応すること。

- ・ 手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底すること。
- ・ 職員を媒介して感染を拡大させることのないよう特に注意を払うこと。
- ・ 看護師等の指示を仰ぎ、必要に応じて事業所内の消毒を行うこと。
- ・ 看護師等の指示に基づき、必要に応じて感染者の隔離等を行うこと。
- ・ 消毒薬は、対象病原体を考慮した適切な消毒薬を選択すること。
- ・ 別に定めるマニュアルに従い、個別の感染対策を実施すること。

#### ③ 関係機関との連携・報告

感染症・食中毒が発生した場合は、以下の関係機関に報告して対応を相談し、指示を仰ぐなど、緊密に連携をとること。

- ・ 協力医
- ・ 保健所（仙南保健福祉事務所疾病対策班）
- ・ 保険者（村田町健康福祉課等）
- ・ 給食委託業者
- ・ ごみ回収業者

### 3 感染症・食中毒の予防及びまん延防止に関する体制

各施設内に感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための感染症対策委員会を設置する。委員会は定期的または必要時に開催し、感染対策等の検討を行う。

### (1) 感染対策委員会の設置

感染対策委員会は、以下の職種で構成し、委員長と専任の感染対策担当者を置くものとする。また、必要に応じ委員を指名する。

- ① 特別養護老人ホーム柏松苑
  - ・ 施設長（委員長）
  - ・ 看護師主任（感染対策担当者）、看護師
  - ・ 管理栄養士
  - ・ ケアワーカー主任、ユニットリーダー
  - ・ 生活相談員、介護支援専門員
  - ・ 協力医
- ② 特別養護老人ホーム柏松苑別館穂の香
  - ・ 施設長（委員長）
  - ・ 看護師主任（感染対策担当者）、看護師
  - ・ 管理栄養士
  - ・ ケアワーカー主任、ユニットリーダー
  - ・ 生活相談員、介護支援専門員
  - ・ 協力医
- ③ 村田町デイサービスセンター
  - ・ 管理者（委員長）
  - ・ センター主任
  - ・ 看護師（感染対策担当者）
  - ・ 生活相談員
  - ・ ケアワーカー
- ④ 谷山介護支援センター
  - ・ 管理者（委員長）
  - ・ 介護支援専門員

### (2) 感染対策委員会の開催

感染対策委員会は概ね3月に1回開催するとともに、必要時には随時開催する。

### (3) 感染対策委員会の主な役割

- ・ 感染症予防対策及び発生時の対応の立案
- ・ 各指針・各マニュアル等の作成
- ・ 発生時における施設内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備
- ・ 利用者・職員の健康状態の把握と対応策
- ・ 新規利用者の感染症の既往の把握と対応策
- ・ 感染対策実施状況の把握と評価

#### 4 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための職員研修に関する基本方針

全ての従業員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底及び指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図るために職員教育を実施する。

- ① 定期的な教育、研修（年2回以上）の実施
- ② 新規採用者に対する感染症、衛生管理に関する教育研修の実施
- ③ 感染症の予防及びまん延防止のための訓練の実施（年2回以上）

#### 5 感染症・食中毒まん延防止に関する指針の閲覧について

この指針は求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、当法人のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧をできるようにする。

#### 附則

この指針は、令和5年4月1日より施行する。

この指針は、令和6年4月1日より施行する。